

京都市消費生活審議会 第1回消費者教育推進部会の開催について（摘録）

1 開催概要

- (1) 日時 平成26年5月30日（金） 午前10時から午後0時10分まで
- (2) 場所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者
 - ・消費生活審議会委員5名(五十音順)
糸瀬 美保委員, 佐久間 毅委員, 本政 八重子委員, 山本 克己委員,
渡邊 明子委員
 - ・消費生活審議会専門委員2名(五十音順)
大本 久美子専門委員, 山本 純専門委員
 - ・京都市（事務局）
市民生活部長 吉川 昌弘,
消費生活総合センター長 峯 泰勝 ほか

2 傍聴者

1名

3 審議内容等

(1) 消費者教育推進部会について

消費者教育推進法において地方公共団体の努力義務とされている消費者教育推進計画を策定するため、第106回消費生活審議会において「消費者教育推進部会」を設置したところであるが、再度位置付けについて説明。詳細は以下のとおり。

ア 消費者教育推進地域協議会等について

消費生活審議会をもって「京都市消費者教育推進地域協議会」と位置付け、教育関係者として専門委員2名に参画していただき、消費者教育の推進について調査及び審議することを確認した。

イ 消費者教育推進部会の設置について

消費者教育を集中審議する場として、「消費者教育推進部会」を設置するとともに、消費者教育推進部会の報告をもって消費生活審議会の決議とすることを確認した。

(2) 今後のスケジュールについて

消費者教育推進計画の策定に向けたスケジュールについて、事務局案（別添資料1参照）を提示した。また、素案の策定に当たり、部会委員から御意見をいただきたい旨を依頼した。

(3) 消費者市民社会の形成に向けて

前国民生活センター理事長であった弁護士野々山宏氏を講師としてお招きし、消費者教育のキーワードとなる「消費者市民社会」について、講演をしていただいた。主な内容は以下のとおり。

- 消費者基本法における消費者政策の基本理念
 - 消費者の権利の尊重
 - 消費者の自立の支援

- 消費者教育推進法における消費者教育の定義
 - 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育
 - 消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。
- 平成 24 年 12 月に施行された消費者教育推進法は、消費者市民社会の形成を目指す自覚的消費者の育成を目指すものである。
- 自覚的消費者とは、消費生活の知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的な能力を身に着けた「消費者市民」である。
- 「消費者市民社会」とは「五方良し」の消費行動による公正で持続可能な社会を実現する社会である。
- 「五方良し」の消費行動とは、自分・家族・地域（日本）・地球全体・将来の人々や未来の社会の 5 つにどのような影響を及ぼすかを考え、主体的・能動的に選択して行動すること。
- 日本では、東日本大震災を契機として消費者の意識が変化してきており、自覚的な行動によって社会への影響力を行使できる基盤ができてきた。消費者が自覚的選択をすることにより、企業も変わっていく。
- 消費者に求められるものは、
 - 消費行動が社会に影響を与えていることを自覚する。
 - できることから始める。
 - 問題だと感じたら声を上げる。
 - 消費者関連情報に関心を持ち、人に話す。
 などである。
- 消費者教育実践者に求められるものは、
 - 消費者市民、消費者市民社会、消費者市民教育について正しく理解する。
 - 自らが実践者になる。
 - 消費者問題、消費者教育手法など、新しい知識・情報を得る。
 - 年齢階層に応じた体系的な教育や地域教育を意識した対応をする。
 - 企業のネガティブ情報の提供も必要である。
 などである。
- 消費者教育推進計画の策定に当たっては、消費者行政部門だけではなく、教育部門と連携して進めていくことが必要だと考えている。

なお、野々山弁護士との質疑応答は以下のとおり。

- 山本 純専門委員

教育など、形がないものを選択するときの賢い消費行動とは何か。
- 野々山 宏弁護士

サービスも商品も、原則は高い品質があるものを選ぶということである。
- 大本 久美子専門委員

基本方針で、環境教育、食育、金融経済教育、法教育等との連携推進とあるが、具体的にどのようなことを連携としてイメージされていたか。
- 野々山 宏弁護士

環境教育等で今まで蓄積されてきた教材を活かし、全体をコーディネートし、イメージマップの中に組み込んでいくという役割が、消費者教育に求められていると

考えている。

(4) 京都市における消費者教育について

消費生活総合センターにおける消費者教育の取組事例を、イメージマップの重点領域、年齢階層と場（学校、家庭、地域、職域）を中心に説明した。

4 その他

渡邊 明子委員

大学生が作成した冊子の感想に「楽しかった」とあり、「楽しい」ことがそんなに大切かな？と思った。それだけではなく、難しくても自分で調べることで、自分たちがどこに行こうとしているか、どれだけ知らなかったかということがわかることが大切なのではないか。

佐久間 毅部会長

高校を卒業後から高齢者までの間の年齢階層に対する取組が弱い。自主的な取組をどのように進めていくかという啓発や、考えてもらうようなアプローチの仕組みがあればいいのではないか。

糸瀬 美保委員

京都弁護士会では、中学生や高校生など、それぞれの段階に合わせた法教育を行っている。消費者教育についても、社会貢献するための選択などができるよう、社会全体の仕組みや、消費の位置付けなどを、各段階に合わせて提供できるようなものにした。

本政 八重子委員

高齢者だけではなく、子供たちも小さい時から自覚をもって生活していけるような日常でありたいと感じた。

山本 克己審議会会長

消費者教育を単体で取り出すというよりは、中等教育まで、特に初等教育段階では、社会の仕組みを教える中で消費者の位置付けができてくるものと思う。

消費生活総合センター長

消費生活の担当課だけで取り組むのではなく、各局の取組の中に消費者教育という視点を取り入れて、計画という形にしていきたい。

以上